

かつらぎ町自動通話録音機貸与申込書

かつらぎ町長 あて

申 込 者	住 所	〒 ー
	氏 名	印
	電話番号	(固定) ー ー (携帯) ー ー
	利用者との 続 柄	本人 ・ 子 ・ その他( )
利 用 者	住 所	〒 ー かつらぎ町
	氏 名	印
	生年月日	年 月 日( 歳)
	機器を接続する 電話機の番号	(固定) ー ー

自動通話録音機を利用したいので、かつらぎ町自動通話録音機貸与事業実施要綱の規定により申し込みます。申込みにあたっては、裏面の「自動通話録音機貸与期間中の利用に伴う誓約事項」全てに同意します。

(1) 利用者と同居している者【同居している者がいない場合、(2)のみ記入】

氏 名	続 柄	年 齢	勤務等の状況(平日の日中の状況を記載)

(2) 利用者の近況を確認できる者の連絡先

【(1)の記載がなく、申込者と利用者が同じ場合に記入】

氏 名	利用者との関係	住 所	電話番号

※町処理欄(以下は記入しないでください)

受付 No.	管理 No.	備 考

(裏面)

## 自動通話録音機貸与期間中の利用に伴う誓約事項

- 1 自動通話録音機(以下、「機器」という。)は、私自身の責任において大切に使用します。
- 2 機器を、第三者へ譲渡や貸与をしません。
- 3 機器が故障、破損又は紛失したときは、速やかにかつらぎ町へ届け出ます。
- 4 この申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかにかつらぎ町へ届け出ます。
- 5 万一、私の故意又は過失等で機器を破損、紛失したときは、実費(修理又は再購入価格相当分)を負担します。
- 6 貸与の要件に該当しなくなったときや機器を利用しなくなったとき、あるいは、虚偽又は不正の手段により貸与を受けたときは、速やかに機器をかつらぎ町に返還します。
- 7 貸与の対象要件確認のため、住民登録についてかつらぎ町長が調査すること。